



平成 23 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 ニッパツ (日本発条株式会社)
代表者名 代表取締役社長 玉村 和己
(コード: 5991、東証第 1 部)
問合せ先 執行役員
企画本部経営企画部長 八代 隆二
(TEL. 045-786-7513)

会 社 名 ニッパン (日発販売株式会社)
代表者名 代表取締役社長 齋藤 哲夫
(コード: 7563、東証第 2 部)
問合せ先 取締役専務執行役員企画本部長 菅原 嗣高
(TEL. 03-5690-3005)

日本発条株式会社による日発販売株式会社の株式交換による完全子会社化について

日本発条株式会社(以下、「ニッパツ」といいます。)及び日発販売株式会社 (以下、「ニッパン」といいます。)は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 24 年 4 月 1 日を期して、下記のとおり株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)により、ニッパンをニッパツの完全子会社とすることを決議し、株式交換契約 (以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、お知らせいたします。本株式交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、ニッパンについては平成 24 年 1 月 24 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする予定です。なお、ニッパン株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、平成 24 年 3 月 28 日に、東京証券取引所市場第 2 部 (以下、「東証第 2 部」といいます。)において上場廃止 (最終売買日は平成 24 年 3 月 27 日) となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ニッパツは、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

ニッパツは、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様から No. 1 と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりを行う 3 ヶ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下でニッパツ及びニッパツグループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐり、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。ニッパツグループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

ニッパンは、「新たな価値を創造するとともに社会的責任を果たし、人々の期待と信頼に応える」を経営の基本方針に掲げ、オートパーツ、プレジジョンパーツ、IT、産業システムと幅広い事業展開を行っております。各事業ではニッパツグループの強み・特徴を活かした営業活動やグループ各社との連

携強化を図ると共に、ニッパン独自の付加価値商品・サービスを展開することで、グループ全体としての企業価値向上を目指しておりますが、日本国内においては人口減少や高齢化・若年層の車離れに起因する自動車保有台数の減少や電気自動車の台頭による自動車部品構成の変化が予想されております。一方、中国を中心とした新興国の経済発展は今後も継続することが見込まれており、自動車生産拠点の更なる海外シフトも予想されております。

このような状況下、ニッパンでは「環境」と「海外」を経営のキーワードに成長戦略を立案しており、より効率的な国内事業再構築や海外事業部を中心とした海外事業強化等の具体的アクションを行ってまいりました。今後は、これまでの成長戦略を更にスピーディーに具現化させると共に、商品開発や品質保証の更なる強化、ニッパツグループ各社とのより一層の連携が必要不可欠であると考えております。

ニッパツはニッパツグループ各社の状況を踏まえ、ニッパツが掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、ニッパツグループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、ニッパツグループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定のさらなる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、ニッパツグループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、ニッパツによるニッパンの完全子会社化の合意に至りました。これまでも、ニッパンはニッパツの連結子会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、ニッパンの持つ商社としての販売及び仕入れのネットワークを有効活用する事による、ニッパツグループ全体の売上の拡大及び購入品コストの削減等のグループ力向上や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとしたニッパツグループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約の取締役会決議日（両社）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
臨時株主総会基準日公告日（ニッパン）	平成 23 年 11 月 18 日（金）
臨時株主総会基準日（ニッパン）	平成 23 年 12 月 3 日（土）（予定）
臨時株主総会開催日（ニッパン）	平成 24 年 1 月 24 日（火）（予定）
最終売買日（ニッパン）	平成 24 年 3 月 27 日（火）（予定）
上場廃止日（ニッパン）	平成 24 年 3 月 28 日（水）（予定）
本株式交換の日（効力発生日）	平成 24 年 4 月 1 日（日）（予定）

(注) 1. 本株式交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、本株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

2. 本株式交換の日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

ニッパツを株式交換完全親会社、ニッパンを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ニッパツについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、ニッパンについては平成 24 年 1 月 24 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ニッパツ (株式交換完全親会社)	ニッパン (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.38
本株式交換により 交付する株式数	ニッパツ株式：4,113,275株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

ニッパン株式1株に対して、ニッパツ株式0.38株を割当て交付いたします。ただし、ニッパツが保有するニッパン株式11,430,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するニッパツ株式数

ニッパツは本株式交換により、ニッパツ株式4,113,275株を割当て交付いたしますが、交付するニッパツ株式にはニッパツが保有する自己株式（平成23年9月30日現在9,870,154株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、ニッパンは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において有する全ての自己株式（平成23年9月30日現在545,592株）（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時までに消却する予定です。なお、本株式交換により交付する株式数については、ニッパンによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ニッパツの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されているニッパン株式が264株未満であるニッパンの株主の皆様は、ニッパツ株式の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。ニッパツの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、ニッパツ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びニッパツの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主がニッパツに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元となるよう、ニッパツ株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主がニッパツに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニッパツ株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるニッパンの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、ニッパツが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ニッパンは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッパツは野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、ニッパンはSMB C日興証券株式会社（以下、「SMB C日興証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、ニッパツについては、ニッパツが東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、ニッパツには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

ニッパンについては、ニッパンが東証第2部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、ニッパンには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.28～0.33
類似会社比較法	0.23～0.37
DCF法	0.25～0.49

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、ニッパツ及びニッパンから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッパツ、ニッパン及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式交換比率の算定は、平成23年11月16日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ニッパツ及びニッパンの財務予測については、ニッパツ及びニッパンにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、SMB C日興証券は、ニッパツ及びニッパンのそれぞれについて、市場株価平均法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成23年11月16日を評価基準日として、ニッパツについては評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の東証第1部における終値の単純平均値、並びにニッパツの平成23年11月10日付「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」の公表の翌営業日である平成23年11月11日から評価基準日までの東証第1部における終値の単純平均値を採用し、ニッパンについては評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の東証第2部における終値の単純平均値を採用しました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29～0.31
DCF法	0.36～0.66

SMB C日興証券は、ニッパツ及びニッパンから提供を受けた両社の財務予測が、両社の経営陣によ

り現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提として算定を実施しており、それらの財務予測の正確性、妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではありません。また、ニッパツ及びニッパンから提供を受けた両社に関するその他の情報及び一般に公開された情報等に基づくものであり、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッパツ、ニッパン及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の株式交換比率の算定は、平成 23 年 11 月 16 日現在において入手可能な情報、同日現在の経済条件、市場、その他の状況及びSMB C日興証券が独自に設定した仮定に基づき実施しており、それらの内容が妥当、正確かつ完全であることを前提としております。従って、株式交換比率の算定に関する状況の変化、その他の算定基準日後の状況によって、SMB C日興証券の算定結果が影響を受けることがありますが、SMB C日興証券は算定結果を修正、変更または補足する義務を負いません。

なお、SMB C日興証券の算定結果は、SMB C日興証券がニッパンの依頼により、ニッパンの取締役会が株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的としてニッパンに提出したものであり、当該算定結果は、SMB C日興証券が株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎として、ニッパツ及びニッパンが野村証券及びSMB C日興証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

(2) 算定の経緯

ニッパツ及びニッパンは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、ニッパツ及びニッパンはそれぞれ上記 2. (3) に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催されたニッパツ及びニッパンの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 算定機関との関係

ニッパツのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、ニッパツ及びニッパンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ニッパンのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるSMB C日興証券は、ニッパツ及びニッパンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 24 年 4 月 1 日）をもって、ニッパンはニッパツの完全子会社となり、ニッパン株式は平成 24 年 3 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 3 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は、ニッパン株式を東証第 2 部において取引することができなくなります。

ニッパン株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりニッパンの株主の皆様には割当てられるニッパツ株式は東証第 1 部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所市場での取引が可能であることから、ニッパン株式を 264 株以上保有し本株式交換によりニッパツ株式の単元株式数である 100 株以上のニッパツ株式の割当てを受けるニッパンの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、264 株未満のニッパン株式を保有するニッパンの株主の皆様には、ニッパツ株式の単元株式数である 100 株に満たないニッパツ株式が割当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、

ニッパツに対し、単元未満株式の買増制度及び買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2. (3) の (注) 3. 「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2. (3) の (注) 4. 「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

ニッパツは、既にニッパンの発行済株式数の51.24%（間接保有分を含む）を保有しており、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてニッパンとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、ニッパツは、野村證券から、本株式交換比率がニッパツにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

一方、ニッパンは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるSMBC日興証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてニッパツとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、ニッパンは、SMBC日興証券から、本株式交換比率がニッパンにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

さらに、ニッパツは、リーガル・アドバイザーとして、弁護士法人松尾綜合法律事務所を、ニッパンは、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式交換契約締結については、本日開催のニッパンの取締役会（取締役7名（うち社外取締役1名）中 出席取締役6名、監査役3名（うち社外監査役2名）中 出席監査役2名）において、出席取締役全員の賛同を得て決議し、出席監査役全員は、ニッパンがニッパツとの間で本株式交換契約を締結することに善管注意義務・忠実義務に違反する事実は認められず、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

なお、ニッパンの社外取締役である玉村和己はニッパツの代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、ニッパンの立場においてニッパツとの本株式交換の協議・交渉には参加しておりません。ニッパンの社外監査役である山口努はニッパツの代表取締役を兼任しているため、同様の観点から本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておりません。

また、ニッパンの社外監査役であり独立役員である村川正記は、本株式交換契約締結に係る本日開催のニッパンの取締役会の審議に参加し、本株式交換は、ニッパン及びニッパツの企業価値の向上を図ることを目的としていると認められること、ニッパンがニッパツの完全子会社となる手続きとして株式交換を選択することについて相当性が認められること、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として合理的かつ相当な措置がとられており、交渉過程において公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと、独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券による算定結果（DCF法）の範囲内で株式交換比率を決定しており、その結果として決定された本株式交換における株式交換比率には、ニッパン株式の市場株価に一定のプレミアムが付加されており、ニッパン株主に対してニッパツ株式を継続して保有することによるニッパツグループの企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも保証するものであると認められること、また対価の公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと等の各観点から総合的に検討した結果、本株式交換によりニッパンがニッパツの完全子会社となる手続きを行うことが、ニッパンの少数株主の利益保護という点においても問題がないと判断する旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要(平成23年9月30日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社		
(1) 名称	日本発条株式会社	日発販売株式会社		
(2) 所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地	東京都江東区枝川二丁目13番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 和己	代表取締役社長 齋藤 哲夫		
(4) 事業内容	懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売	自動車用部品用品、自動車用ばね、産業用機器・部品、精密ばね・同複合機能部品、ファスナー、資材、情報関連機器、加工関連部品、機材設備関連機器の売買及び輸出入		
(5) 資本金	17,009百万円	2,040百万円		
(6) 設立年月日	昭和11年6月6日	昭和34年5月14日		
(7) 発行済株式数	244,066,144株	22,800,000株		
(8) 決算期	3月31日	3月31日		
(9) 従業員数	(連結) 14,126名	(連結) 377名		
(10) 主要取引先	-	ニッパツ		
(11) 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行 三菱東京UFJ銀行 横浜銀行	みずほコーポレート銀行 三菱東京UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行退職給付 信託大同特殊鋼口共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	12.66%	日本発条株式会社	50.13%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.91%	ニッパン従業員持株会	5.70%
	双日株式会社	4.65%	日発販売株式会社	2.39%
	株式会社メタルワン	4.56%	ニッパン仕入先持株会	1.74%
	日本発条株式会社	4.04%	株式会社トープラ	1.37%
	みずほ信託銀行株式会社退職 給付信託神戸製鋼所口再信託 受託者資産管理サービス信託 銀行株式会社	3.89%	前島 理絵子	0.86%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.67%	ニッパン得意先持株会	0.69%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.92%	大和産業株式会社	0.67%
	みずほ信託銀行株式会社退職 給付信託みずほコーポレート 銀行口再信託受託者資産管理 サービス信託銀行株式会社	2.36%	國府田 広明	0.65%
株式会社横浜銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	2.32%	株式会社ヤマウラ	0.46%	
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	ニッパツは、ニッパンの発行済株式数の51.24%(11,682,000株、間接保有分を含む)の株式を保有しており、親会社です。			

人 的 関 係	ニッパツの取締役1名がニッパンの取締役を、ニッパツの取締役1名がニッパンの社外監査役を兼任しております。
取 引 関 係	ニッパンはニッパツより取扱商品の一部の仕入れ等を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ニッパンはニッパツの連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決 算 期	ニッパツ (連結)			ニッパン (連結)		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連 結 純 資 産	125,044	144,533	153,744	5,919	6,318	6,732
連 結 総 資 産	324,888	357,141	356,048	18,323	20,125	20,830
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	489.57	567.01	610.07	263.41	283.87	302.53
連 結 売 上 高	440,908	404,143	456,198	38,091	33,983	37,661
連 結 営 業 利 益	10,459	18,785	32,757	572	483	1,030
連 結 経 常 利 益	12,925	17,631	33,407	561	470	1,034
連 結 当 期 純 利 益	5,262	10,290	19,420	173	444	547
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	21.98	43.45	82.44	7.72	19.98	24.60
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10.50	10.50	15.00	6.00	6.00	7.00

(注) 単位は百万円。ただし特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	日本発条株式会社
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目 10 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 和己
(4) 事 業 内 容	懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売
(5) 資 本 金	17,009 百万円
(6) 決 算 期	3 月 31 日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みであり、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換によりニッパツの連結子会社であるニッパンは、ニッパツの完全子会社となる予定です。本株式交換に伴うニッパツ及びニッパンの業績への影響は、それぞれ連結及び個別ともに軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、ニッパンにとって支配株主との取引等に該当いたします。ニッパンが、平成 23 年 8 月

1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書（以下、「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で示している「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

ニッパンは、上記3.（5）及び3.（6）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

また、上記3.（6）に記載のとおり、ニッパンの支配株主であるニッパツと利害関係を有しないニッパンの社外監査役であり独立役員である村川正記は、本株式交換は、ニッパン及びニッパツの企業価値の向上を図ることを目的としていると認められること、ニッパンがニッパツの完全子会社となる手続きとして株式交換を選択することについて相当性が認められること、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として合理的かつ相当な措置がとられており、交渉過程において公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による算定結果（DCF法）の範囲内で株式交換比率を決定しており、その結果として決定された本株式交換における株式交換比率には、ニッパン株式の市場株価に一定のプレミアムが付加されており、ニッパン株主に対してニッパツ株式を継続して保有することによるニッパツグループの企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも保証するものであると認められること、また対価の公正性を疑わせる特段の事情は認められないこと等の各観点から総合的に検討した結果、本株式交換によりニッパンがニッパツの完全子会社となる手続きを行うことが、ニッパンの少数株主の利益保護という点においても問題がないと判断する旨の意見を述べております。

なお、ニッパンがコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」の内容は、「当社における業務、意思決定、相互牽制等の手続きは、法令及び社内規定に基づいて徹底を図っており、内部統制システムの要求する手続きにより運用しております。その遵守状況については、内部監査部門のモニタリングと会計監査人による内部統制監査により、適正な運営を図っております。また、監査役・会計監査人による財務諸表監査と併せてコーポレート・ガバナンスの維持に努め、少数株主を含むステークホルダーの保護に反する取引等の発生防止に努めております。」というものであります。

以上

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

ニッパツ(当期連結業績予想は平成23年11月10日公表分)

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年3月期)	446,000	23,000	23,000	14,000
前期実績 (平成23年3月期)	456,198	32,757	33,407	19,420

ニッパン(当期連結業績予想は平成23年10月26日公表分)

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年3月期)	38,000	1,050	1,050	600
前期実績 (平成23年3月期)	37,661	1,030	1,034	547